

『犬山市農地バンク』

高齢化や担い手不足などにより耕作できなくなってしまった農地はありませんか？

犬山市農地バンクは、遊休農地解消と発生防止対策として、大切な農地を担い手や新規就農者などに『農地』として活用してもらえるように斡旋していく制度です。貸し借りには、利用権の設定等をお願いします。

農地を貸したい人

◎犬山市内に農地(田・畑)を所有し、3年以上貸出可能な人

- ・『犬山市農地バンク登録申請書』に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ提出してください。後日現地確認を行います。

※登録された農地は随時紹介していきますが、必ず借りたい人が見付かるわけではありません。

農地を借りたい人

- ・犬山市内及び近郊に居住している人
- ・農業経営を拡大したい人や新規で就農したい人など
- ・農地を3年以上借りることが可能な人
- ・対象農地を耕作目的以外に使用しないこと



詳しくは犬山市農業委員または事務局までお問い合わせください。



〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑 36 番地

犬山市役所内

犬山市農業委員会事務局

TEL : 0568-44-0341 (直通)

FAX : 0568-44-0367